

はじめに — 2期6年を振り返って —

公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」という。）は平成16年4月に発足し、この3月31日で2期6年が終了します。そして、本年4月1日より審査会は3期目に入ります。本報告書は第2期（平成19年4月～平成22年3月）最後の年次の活動状況の報告書となります。そこで、これまで事務局を指揮監督してきた者として、これまでの審査会の活動を総括しておきたいと思えます。

（発足の経緯）

現在の審査会は平成15年の改正公認会計士法により設置されました。当時、会計・監査をめぐる不祥事が世界的に多発し、これらに公認会計士が関与していた事実が明らかとなり、会計・監査に対する投資者及び社会の信頼が世界的に大きく揺らぎました。アメリカではこうした事態に対処するため、平成14年（2002年）にSarbanes-Oxley法が制定され、これまでの監査業界の自主規制に代わる新たな監査監督機関としてPCAOB（Public Company Accounting Oversight Board）が設置されました。同様の動きはカナダ、イギリスを始めとして多くの国でも起き、監査業界から独立した新たな監査監督機関が設置されています。

平成15年の法改正では、監査の質の向上を図り、その信頼性を確保することが審査会の使命とされ、その使命を果たすため、審査会に監査事務所等に対する検査権限が付与されました。審査会はこれまでの2期6年にわたり、この使命を果たすことに努めてきました。

（第1期の審査及び検査）

具体的には、第1期（平成16年4月～平成19年3月）の目標として、審査会の検査の前提となる日本公認会計士協会（以下、「協会」という。）の品質管理レビューの適正化、個別監査事務所における監査品質管理体制の整備、監査事務所における個別監査業務の監査品質の確保及び向上の達成を掲げました。

これらの目標を達成するため審査会は協会に対する検査、4大監査法人及びいくつかの中小規模監査事務所に対する検査を実施しました。

この結果、第1期の3年間で、協会の品質管理レビューは相当に適正化され、また日本の上場会社監査の90%を占める4大監査法人における監査の品質管理体制の整備がなされました。また、これらの大規模監査法人に対してさらにフォローアップ検査を実施し、前回の検査で指摘した改善事項の改善状況、その定着及び新たな環境に対する対応を確認しました。しかしながら、監査事務所の大部分を占める中小規模監査事務所の品質管理体制の整備は、その監査資

源の不十分さもあり、残念ながら全体としては必ずしも十分に促進されたと評価できるまでには改善されませんでした。

（第2期の審査及び検査）

次に、第2期の目標として、監査事務所における品質管理体制の整備の確実な実施とその定着、品質管理の下での個別監査業務の品質のより一層の向上、並びに会計・監査をめぐる新しい経済社会の環境変化に対応した監査の品質管理体制の整備と監査の実施を目標に掲げました。この目標を達成するため、これまでに検査が実施されていない中小規模監査事務所の中のいくつかをリスクベースで選定し検査を実施しました。検査した中小規模監査事務所においては、品質管理体制そのものは整備されているもののその実施が十分でないものや、いまだに監査事務所の品質管理体制が整備されていないケースも見られました。新しい環境変化の関係では、世界的な信用危機の監査への影響や、国際会計基準導入などへの監査事務所の対応等も念頭においた検査を実施しました。

第2期の検査において、監査事務所における品質管理体制が整備され、個別監査業務の品質の向上が図られてきているとはいえ、中小規模監査事務所においては、その実施及び個別監査業務における品質はいまだ不十分な点が多々見られており、監査事務所における監査の品質管理へのより一層の努力が要請されます。そこで、監査事務所、特に中小規模監査事務所における品質管理体制及び個別監査業務における品質の自主的整備の促進を図る観点から、審査会は検査において改善を要する事項として指摘した事例を取りまとめ事例集として公表し、各監査事務所が自ら品質の管理態勢を点検し、発見された不備を改善できるようにしました。同時に、協会の協力を得て、全国の協会地域会において事例集の説明会を開催しました。これを踏まえ、協会の品質管理レビューにおける中小規模監査事務所に対する指導及び教育を期待します。

（諸外国の監査監督機関との連携）

我が国を含めた諸外国の独立監査監督機関は、情報を交換し、経験を共有し国際的に監査の信頼性を高めるために、平成18年（2006年）9月、監査監督機関国際フォーラム：IFIAR（International Forum of Independent Audit Regulators）設立に合意しました。第1回会合は審査会の主催により東京で開催しました。それ以降も、審査会はIFIARに積極的に関与し、本会合（年2回）では審査会の活動状況及び我が国監査事務所における監査品質の促進状況を絶えず発信しています。本会合は平成22年3月のアブダビ会合で7回を数え、加盟国も35カ国・地域に拡大しています。

(公認会計士試験への取り組み)

以上の活動のほか、審査会は公認会計士試験の実施業務も行っています。平成 15 年の公認会計士法改正により、試験制度にも大きな変更がなされました。この改正は、経済社会の変化に対応した有能な公認会計士を生み出し、経済社会の基盤である会計・監査の充実を図り、我が国の経済発展に資することを目的としたものです。

試験の実施機関である審査会は、新しい試験制度の目的を忠実に実現するため、試験実施面における多くの改善を行ってきました。すなわち有能な人材が多様な分野から公認会計士試験に挑戦することを促進し、公認会計士に必要な学識及びその応用能力を有しているかを判定する、いわゆる資格試験としての公認会計士試験の改善に取り組んできました。

また審査会は多くの多様な人々が試験に挑戦することを促進するために、全国各地で大学及び大学院等の協力を得て、公認会計士を目指す学生の増加を目的にして、監査に関する講演を行うと同時に試験制度の説明を実施してきました。その結果、公認会計士に対する関心が高まり、受験者が増加（平成 17 年からこれまでに約 5,000 人の増加）し試験問題の改善と相俟って合格者の増加をもたらしました。これら合格者が公認会計士資格取得の要件を満たし、今後、有能で多様な公認会計士が多数誕生することにより、我が国の経済発展に貢献することを期待しています。

最後に、この 4 月に発足する第 3 期の審査会が新たな目標の下、その使命を果たし、我が国経済の一層の発展に寄与することを期待いたします。

平成 22 年 3 月

公認会計士・監査審査会会長

金子晃